

こんなときは・・・

犬鑑札や注射済票の紛失 ※1	犬の所在地を管轄する区の区役所衛生課で再交付を受けてください。 【再交付手数料】 犬鑑札 1,600円／注射済票 340円
市内・市外へのお引越し	・市内でのお引越し ※1、2 転出先の区の区役所衛生課で変更手続きをしてください。 ・市外へのお引越し 転出先の担当部署に手続き方法をお問い合わせください。
飼い主の氏名変更 飼い主の変更 ※1、2	犬の所在地を管轄する区の区役所衛生課で変更手続きをしてください。
犬の死亡 ※1、2	犬の所在地を管轄する区の区役所衛生課で手続きをしてください。 生活環境事業所に連絡してください。
死亡した犬の死体処理	【手数料】1体 3,000円 *民間のペット葬儀関係事業者についてはインターネット、電話帳等でお調べください。
市内で 飼い犬が事故を起こした (人を咬んだなどの事故)	・被害者の方への対応 ー医療機関の受診等を助めてください。 *刑事上や民法上の責任については、警察署等の専門機関に御相談ください。 ・事故があった区の区役所衛生課への届出 ー事故の再発防止のため、動物愛護指導員が状況等を伺います。 ・飼い犬の狂犬病鑑定 ー動物病院で狂犬病鑑定を受けさせていただきます。

※1 オンライン申請可能な手続き(鑑札を交付されている犬の場合)オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)からのオンライン申請が可能です。

※2 狂犬病予防法の特例制度

マイクロチップを装着した犬の情報を環境大臣指定登録機関に登録または変更登録している場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

(<https://reg.mc.env.go.jp>) で手続きを行うことで、区役所衛生課への各種届出は不要になります。(詳細は中折り面にあります。)

連絡先一覧

川崎市内の主な関係行政機関と受付時間

受付時間

区役所衛生課 月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)
動物愛護センター 日曜日～木曜日
(年末年始・日曜日以外の祝日を除く)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

	電話番号
川崎区役所 衛生課	044-201-3222
幸 区役所 衛生課	044-556-6681
中原区役所 衛生課	044-744-3271
高津区役所 衛生課	044-861-3322
宮前区役所 衛生課	044-856-3270
多摩区役所 衛生課	044-935-3306
麻生区役所 衛生課	044-965-5164
動物愛護センター (ANIMAMALL かわさき)	044-589-7137
健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当	044-200-2447

(令和6年8月作成)

「川崎市動物愛護事業」への寄附募集中

動物愛護センターに収容された動物たちの飼育環境の充実や譲渡・ボランティア活動の支援等に活用するため、動物愛護事業への寄附をお願いしています。

皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

- 川崎市ふるさと納税で ◆クレジットカードで納付できます。
- 口座振込で ◆税の優遇措置の対象外です。
(カワサキドウブツアイゴキキンキフキンコウザ)
受取人口座名義 **川崎市動物愛護基金寄附金口座**
振込先銀行名 **横浜銀行 川崎支店**
口座番号 **普通預金 6183081**
- 物品で
*お受けできない物品もございますので、動物愛護センターにお問合せください。

【寄附に関するお問合せ先】

動物愛護センター (ANIMAMALL かわさき)
住所 川崎市中原区上平間 1700-8
電話 044-589-7137
FAX 044-589-7138

川崎市 動物愛護基金 検索

飼い犬のしおり

自宅保管用

この冊子に、交付された犬鑑札や注射済票番号を記録できます。また、犬鑑札・注射済票を装着した後も、飼い主の遵守事項や事故発生時の対応など、重要な情報が記載されておりますので、大切に保管しましょう。



金属製、銀色

犬鑑札 番号

登録手数料3,000円(鑑札交付の場合)
登録の証明ですので、交付された鑑札は**必ず犬に装着**しましょう。※

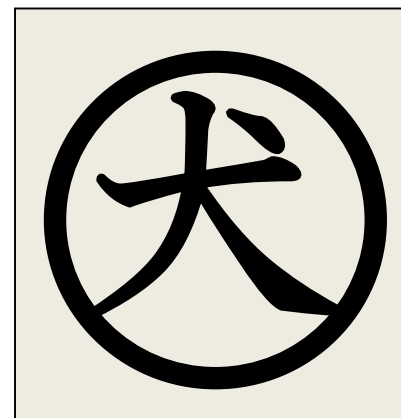
※ 狂犬病予防法の特例制度について(令和4年6月1日～)マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関に情報登録している場合は、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の装着及び登録手数料は不要です。(詳細は中折り面にあります。)



金属製

注射済票 番号

交付手数料550円(毎年度)
毎年4月～6月に狂犬病予防注射を受けさせた後に、**必ず犬に装着**しましょう。



シール 銀色

犬標識

家の門や扉などの見やすい場所に貼ってください。

狂犬病予防

狂犬病は人も含めた全ての哺乳類が感染する病気です。**発症時の致死率はほぼ100%**で、世界で年間数万人が亡くなっている恐ろしい病気です。

犬に狂犬病予防注射をすることが、狂犬病のまん延を防ぐ上で重要なことであり、狂犬病予防法で飼い主の義務とされています。

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は、犬が生後90日を過ぎたら、登録し、年に一回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。また、交付された犬鑑札及び注射済票は必ず飼い犬に装着しておかなければなりません。

マイクロチップを装着した犬の情報を環境大臣指定登録機関(公益社団法人日本獣医師会)に登録している場合は、マイクロチップが鑑札とみなされますので、鑑札の装着は不要です。

狂犬病予防法の特例制度について

川崎市では、マイクロチップを装着した犬の情報を環境大臣指定登録機関に登録・変更登録した場合、生後91日齢以上の犬について、狂犬病予防法で義務付けられている窓口等での登録の手続きが不要になりました。

- この場合、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の装着が不要になります。
- すでに鑑札が交付されている犬については、お住まいの区の区役所衛生課に鑑札を提出してください。
- 飼い主の変更(市在住者に限る)、川崎市市内での住所地の変更、犬の死亡など登録事項に変更があった場合、環境大臣指定登録機関に登録された**マイクロチップ情報の変更**を行えば、区役所衛生課への届出は不要です。

- ◆ 環境大臣指定登録機関にマイクロチップ情報を登録または変更登録する場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」(<https://reg.mc.env.go.jp>)でオンラインにて手続きができます。

マイクロチップの装着

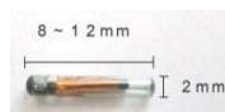
令和4年6月1日から、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。犬や猫を購入して飼い主になる際には、環境大臣指定登録機関に登録されたマイクロチップ情報を、新たな飼い主の情報に変更する必要があります。

また、他の人から犬や猫を譲り受け、その犬や猫にマイクロチップを装着した場合には、環境大臣指定登録機関への登録が必要になります。

◎マイクロチップとは？

マイクロチップは、皮下に埋め込む小さな電子標識器具です。

専用の器具で番号(15桁)を読み取り、データベースに照合することで身元が判明します。マイクロチップを装着し、情報を登録(更新)しておくことで、犬の身元確認を行うことができます。



環境大臣指定登録機関として、「公益社団法人日本獣医師会」が指定されています。

◆マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

電話 03-6384-5320



飼い犬が行方不明になったら…

家の周囲やいつもの散歩コースを捜しましょう。また、下記に速やかに連絡し、飼い犬の情報がないか確認しましょう。

- ・お住まいの区の区役所衛生課、動物愛護センター
- ・警察署

飼い犬が迷子になったときや災害時のためにも、マイクロチップ、又は首輪などに迷子札、犬鑑札・注射済票を装着してください。飼い犬が保護された場合には、その情報から飼い主へ連絡することができます。

犬を10頭以上飼う場合は

化製場等に関する法律の規定により、許可が必要です。犬の所在地を管轄する区の区役所衛生課まで御相談ください。

正しく飼うためには

不適切な犬の飼い方により迷惑に感じている方からの相談が多数寄せられています。主な内容は、①糞尿の始末 ②吠え声 ③放し飼いに関するものです。

川崎市では、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主の遵守事項を規定しています。人も動物も暮らしやすい社会のために、飼い主一人一人が責任を持って犬を飼うことが重要です。

▼飼う上での大前提

- 一度飼った動物は最後まで飼う(終生飼養)
- 万が一飼えなくなった際は、まず自分で次の飼い主を探す
- 迷惑をかけずに飼えるよう、飼い犬をしつける

▼自宅では…

- 自宅敷地の外へ出ないように飼育管理する
- 吠え声などで周辺に迷惑をかけないようにする
- トイレは自宅で済ませる(自宅でトイレが出来るようしつける)
- においや昆虫などが発生して迷惑がかからないように清潔にする

▼散歩や運動の時には…

- 丈夫な綱やリード、鎖でつなぎ、決して放さない
- 外でトイレをしてしまったときのために、尿を流す十分な水と、糞を持ち帰る袋を必ず持って行く

動物が苦手な人にも配慮して犬を飼いましょう

飼い方相談「アニマルフレンドコール」

(公益社団法人川崎市獣医師会)
昼間 044-744-1482 ※月～金(祝日除く) 午前10時～正午
午後1時～午後4時
夜間 044-819-8571 ※年中無休 午後9時～午前0時

ペットの災害対策

災害に備え、ペットのための対策を考えておきましょう。「日常のしつけとマナー」や「防災用品」などについて掲載した「ペットの飼い主のための防災手帳」を各区役所衛生課などで配布しています。原則すべての避難所にペットを連れていくことができます。(同室避難ではありません。避難所ごとのルールがあります。ケージ、餌、水などの持参など一定の要件があります。)

